日本維新の会除名処分無効等確認請求事件

【文 献 種 別】 判決／富山地方裁判所
【裁判年月日】 令和 8 年 4 月 27 日
【事 件 番 号】 令和 6 年（ワ）第 174 号
【事 件 名】 除名処分無効確認等請求事件
【裁 判 結 果】 地位確認請求却下、損害賠償請求一部認容
【参 照 法 令】 日本国憲法 21 条 1 項・76 条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 78 条
【掲 載 誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25629448

近畿大学准教授 **宮村教平**

事実の概要

裁判所による認定事実の概要は以下のとおりである。Xは、富山県射水市議会議員選挙に出馬するにあたり、令和 3 年 9 月に政党「日本維新の会」の都道府県総支部である「富山維新の会」（以下、Yという。）の特別党員（同党の党員であり、かつ国会議員、地方議員、首長およびこれらの公認候補予定者）となった。その後Xは、選挙に当選して市議会議員となり、令和 4 年 11 月からは同党の幹事長を務めていた。日本維新の会は、令和 5 年 8 月に「身を切る改革の実行」に応じた行動（会派単位での寄附や党員獲得など）を所属議員に義務づけ、これを実行しない者には除名も含めた処分がありうることを通達した。

同年 7～8 月頃、Y所属の参議院議員に公職選挙法違反の疑いがあるとの報道を受け、Xは、取材に対して真実を明らかにする旨をコメントし、その後同議員の調査を実施していたが、同議員は、Y事務局長に対し、Xにおける上記の通達の実行状況を確認するよう依頼した。その後、9 月 30 日の臨時役員会において、Xの地位を副代表に変更することが決定され、Xが 10 月 4 日に離党届を提出したところ、同月 7 日付けで、Xの除名処分が決定された（以下、「本件除名処分」という。）。同日の記者会見にて、Y幹事長Cは、Xが「身を切る改革」に応じた行動を怠り、未決定の内部情報を報道機関に漏洩させたこと等を処分理由として公表し、Y代表Bは「維新スピリッツのかけらもない人が党の議員でいることが大きな間違い」と発言した。この記者会見は富山の地方新聞 2 紙などで報道された。

本件は、本件除名処分について、Xが、①実体的要件の未充足ほか、弁明の機会を与えることなく行われた点での手続瑕疵に基づく無効を主張して特別党員の地位確認を求めるとともに、②処分理由に関するBおよびCの発言により名誉を毀損されたとして、Yに対し 330 万円の損害賠償等を請求した事案である。

判決の要旨

1 地位確認請求について

(1) 裁判所の審判権の限界

「政党は、政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成する政治結社であって、内部的には通常自律的規範を有し、その成員である党員に対して政治的忠誠を要求し、一定の統制を施すなどの自治権能を有するものであり、国民がその政治的意思を政治に反映させ実現するための最も有効な媒体であって、議会制民主主義を支える上において極めて重要な存在である。したがって、各人に対して、政党を結成し又は政党に加入し、若しくはそれから脱退する自由を保障するとともに、政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をする自由を保障しなければならない。他方、このような政党の性質、目的からすると、自由な意思によって政党を結成し、あるいはそれに加入した以上、党員が政党の存立及び組織の秩序維持のために、自己の権利や自由

に一定の制約を受けることがある」。「政党の結社としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として党員に対してした除名処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのが相当であり、政党が党員に対してした除名処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない」。「また、除名処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、当該処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り当該規範に照らし、適正な手続に則ってされたか否かによって決すべきである。〔共産党袴田事件判決参照〕」

「本件除名処分は政党の特別党員の地位に関するものであり、政党内部の問題にとどまり、一般市民法秩序と直接の関係を有するとはいえないから、裁判所の審判権は及ばないというほかない。したがって、本件除名処分が無効であることを前提とする本件地位確認請求は不適法である」。

(2)　岩沼市議会事件判決の射程

Xは、「岩沼市議会事件判決により共産党袴田事件判決は先例的価値を喪失している旨主張する。しかし、岩沼市議会事件判決は、直接的には普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否が司法審査の対象となる旨を示したにとどまり、政党を含む他の団体の内部紛争に関する司法審査の可否について判例を変更すべきとしたものではないと解される」。

2　損害賠償請求（名誉毀損）について（一部認容）

「本件除名処分の効力自体は、……裁判所の審査の及ぶところではなく、都道府県総支部の要職にあった人物の除名処分を公表することは相当程度想定されるものであるから、本件除名処分を公表したことそのものが違法であるとは認められない。」

(1)　社会的評価の低下について

その一方で、C幹事長の発言は、「一般人の通常の理解によれば、所属する政党の方針に従っていないとの事実……や、党勢の拡大に務めていないとの事実……、組織として決定していない事項を発表したとの事実……を摘示したものと認められ」、またBの発言も、「一般人の通常の理解によれば、C発言を踏まえ、Xは日本維新の会に所属しているにもかかわらず、同党の政策や精神に全く賛同していないとの事実を摘示するもの」といえる。どちらも、Xが政治家として不適格あるいは相応しくない人物であるという印象を抱かせるものであるため、Xの「社会的評価を低下させるものといえる」。

(2)　公共性、公益目的性、真実性または真実相当性について

「民事上の不法行為である名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときは、同行為には違法性がなく、仮に摘示された事実が真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実と信じるについて相当の理由があるときは、同行為には故意又は過失がなく、不法行為は成立しない」。

①公共性、公益目的性の要件

本件の発言が「公共の利害に関する事実」である点は当事者間で争いはない。Cの発言は、Xが当時Yの副代表かつ市議会議員であり、処分理由の説明も特に不当なことといえないことから、公益目的であったといえる。Bの発言も、Xが日本維新の会の政策や精神に賛同していないという処分理由の説明であるから、公益を図る目的でされたものと認められる。

②真実性、真実相当性の要件

日本維新の会に入党して市議会議員に当選し、Yの要職を務めていたXにおいては、当選後速やかに寄附や党員獲得を行うことが望ましかったといえる。しかし、日本維新の会の通達では寄附の明確な期限は定められておらず、Xは役員会において近々寄附を行う意向を示していた。また、Xの長年の政治経験からして党員10人を集めることは困難ではなく、実際に集めたと述べていた。それにもかかわらず、Yはその真偽を確認することなく、役員会からわずか7日後に除名処分を行った。Xの離党理由は党内対立であり、寄附や党員獲得にかかる義務を免れるためのものではないと認められる。

「そうすると、本件除名処分の時点で、Xが身を切る改革や党員集めについて党の方針に従っていなかったとまで認めるには足りない上、YはX

の主張事実について真偽を確認せずに本件除名処分を行ったものであるから、本件各発言（「身を切る改革」及び党員集めに関する部分）は真実性及び真実相当性がいずれも認められない」。

また、Xが日本維新の会所属議員の選挙法違反疑惑について調査する旨を報道機関にコメントした点について、これが事前に役員会で決定されていなかったとしても、当時のXは、幹事長として「予算を執行するなど党運営を統括」し、「報道対応について相応の裁量を有するものと解されるし、Yとして調査をすることになるのはほぼ確実であるから、党として公認した国会議員の候補者に公職選挙法違反の疑いがあるとして取材を受けた際にこのようなごくありふれたコメントをしたことは、実質的にみて何ら問題のない行為である」。「同行為について、役員会で決定していない内容を報道機関に流したなどと評価することは詭弁であり、本件各発言……は真実性及び真実相当性がいずれも認められない」。

「本件各発言はXの社会的評価を低下させるものである上、その内容が真実であるとは認められず、各発言者においてその内容が真実であると信じたことに相当の理由があるとも認められないから、名誉毀損行為について違法性や責任は阻却されず、YはXに対し損害賠償責任を負う」。

判例の解説

一　本判決の意義

本判決では、①地位確認請求の審査の可否と②除名理由の公表による名誉毀損の成否が争点となった。本判決の意義は、地方議会の出席停止処分を司法審査の対象とした岩沼市議会事件判決（最大判令2・11・25民集74巻8号2229頁）の射程を地方議会に限定し、政党の除名処分には共産党袴田事件判決（最判昭63・12・20集民155号405頁）が引き続き妥当すると明言することで、裁判所による審判権の限界を維持した点にある。除名理由の公表に関する名誉毀損の成否の場面では実体的な審査に踏み込んでおり、この点には課題を指摘しうる。

二　「部分社会論」の趨勢と先行判例の射程

従来、裁判所の司法権の対象たる「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）は、①「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって」、かつ②「それが法令の適用により終局的に解決することができるもの」に限られると理解されてきた（最判昭56・4・7民集35巻3号443頁）。

その一方で、一連の判例の積み重ねを経て[1)]、「部分社会論」という名の下で、自律的な法規範をもつ社会・団体の内部問題を、一般市民法秩序と直接の関係がない限り司法審査の対象外とする法理もまた、確立されたと解されていた[2)]。岩沼市議会事件判決はその最初期の判例である村議会議員出席停止事件判決を明示的に変更した[3)]。その結果、政党の内部紛争に対する裁判所の審判権の限界がなおも妥当するか否かは明らかでない状況にあった。

しかし、学説では、この法理における「一般市民法秩序と直接の関係がない」という言い回しは、「説明概念」・「修辞的役割」に過ぎず[4)]、それゆえ、司法審査の及ばない一定の領域が存在することを承認しつつも、それは「団体」の種類、性格等に応じて個別に検討されるべき、とする見解が一般的であるといえる[5)]。

本判決は、共産党袴田事件判決の判旨を引用し、本件の地位確認請求は、政党の特別党員の地位という「政党内部の問題」であり、「一般市民法秩序と直接の関係を有するとはいえない」として請求を却下した。本判決では、共産党袴田事件判決には、政党の内部問題に射程を限定した上で、判例としての意義があるとの整理がなされたと解される。

三　政党の内部問題と審判権の限界

自律的な規範を備える団体の内部紛争を司法審査の対象外とする理由として、「法律上の争訟」に該当しないという意味での内在的限界と、何かしらの理由から差し控えるべきという意味での外在的限界との区別が指摘される[6)]。とりわけ政党は同じ政治的信条・意見を抱く者による任意の政治結社である一方で、議会制民主主義にとって重要・不可欠な存在である[7)]。その内部問題について、実体面または手続面でどのように審判権が及ぶかについては、共産党袴田事件判決の読み筋をめぐる議論があった[8)]。

本判決は、明確に論証するわけではないものの、上記の区別に従えば、政党での地位にかかる確認

請求は「法律上の争訟」に該当せず、それゆえ司法権の内在的限界[9]に服すると評価したものと位置づけられる。

四　損害賠償請求における審査構造

もっとも、この問題は当事者の請求により相対化される[10]。除名処分理由の公表が当事者の名誉毀損を構成する場合、その損害賠償請求は「一般市民法秩序に直接に関わる」ため、司法審査の対象となるからである[11]。名誉毀損の主張に対する抗弁[12]のうち、摘示事実の真実性とその誤信相当性についてYが主張立証した具体的事実は、いずれもXの除名処分理由と重複するものであった。本判決では、この点について事実認定と評価が全面的に行われた点が特徴的である。

裁判所の審判権が及ぶとしても、学説では、その団体の自律的判断を受容または尊重する審査枠組みが指摘されるが[13]、本判決の当該説示は、この学説の整理には対応していない。

五　本判決の課題

本判決は、除名処分という政党の内部問題にかかる判例法理を踏襲しつつも、除名処分の公表にかかる損害賠償請求の審査において、Yによる手続の粗雑さを指摘するものともいえる。しかし、ここには、当事者の訴訟物に依存して、重複する具体的事実について、一方では審判権の限界を理由に審理を差し控えつつ、他方では全面的に審理するという不整合な構造が看取される。

本判決のように、除名処分手続の適正さが損害賠償請求における訴訟物と直接に関係するのであれば、その内部問題について、実体面・手続面での審査枠組みを個別に検討する余地はみとめられうる。例えば、代表民主政プロセスにおける政党の機能を考慮することにより[14]、地位確認請求を受けた場合であっても、法律上の争訟性を肯定した上で、除名処分の根拠となった規程の解釈や適用の場面に限定して審査することも一つの選択肢となろう[15]。

●――注

1）「部分社会論」は、主に、村議会議員出席停止事件（最大判昭 35・10・19 民集 14 巻 12 号 2633 頁）、富山大学単位不認定事件（最判昭 52・3・15 民集 31 巻 2 号 234 頁）、共産党袴田事件判決に拠るものと理解される。片山智彦「判批」憲法判例百選Ⅱ〔第 7 版〕399 頁。

2）その下級審判決への影響を概観するものとして、市川正人「『団体内紛争』と司法権」論ジュリ 36 号（2021 年）137 頁注 23。

3）南野森「判批」憲法判例百選Ⅱ〔第 8 版〕394 頁。

4）前者として、佐藤幸治「『部分社会』と司法審査」樋口陽一＝野中俊彦編『憲法の基本判例〔第 2 版〕』（有斐閣、1996 年）203 頁、後者として、LS 憲法研究会編『プロセス演習　憲法〔第 4 版〕』（信山社、2011 年）630 頁［宍戸常寿］。

5）例えば、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第 8 版〕』（岩波書店、2023 年）370 頁、渋谷秀樹『憲法〔第 3 版〕』（有斐閣、2017 年）657 頁など。また竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審判権」書研所報 36 号（1981 年）41 頁。

6）渡辺康行ほか『憲法Ⅱ　総論・統治〔第 2 版〕』（日本評論社、2025 年）307 頁［渡辺康行］。

7）新井誠「裁判における政党の位置づけ」横大道聡編『憲法判例の射程〔第 2 版〕』（弘文堂、2020 年）335 頁。最高裁の判例は、もっぱら前者を政党の自律性の保障根拠としているとの指摘もある。前裕大志「政党の位置づけ」山本龍彦＝横大道聡編著『憲法学の現在地』（日本評論社、2020 年）310 頁。

8）渡辺康行「判批」憲法判例百選Ⅱ〔第 5 版〕419 頁。

9）安福達也「法律上の争訟性をめぐる裁判例と問題点（上）」判タ 1334 号（2011 年）28 頁。

10）安福・前掲注 9）33 頁。また、柴田憲司「言葉の違いの意味」大林啓吾＝柴田憲司編『憲法判例のエニグマ』（成文堂、2018 年）117 頁、田近肇「団体内部紛争と司法権」曽我部真裕ほか編『憲法論点教室〔第 3 版〕』（日本評論社、2026 年）201 頁。

11）荒谷謙介「判解」最判解民事篇令和二年度（下）（法曹会、2023 年）715 頁。事案類型は異なるが、土井翼「判批」行政法研究 35 号（2020 年）205 頁、とくに 223 頁以下も参照。

12）この点についてはさしあたり、一原友彦「名誉毀損と真実性・真実相当性による免責」須藤典明＝深見敏正編著『損害賠償訴訟Ⅲ』（青林書院、2025 年）59 頁以下、佃克彦「名誉毀損・プライバシー侵害の要件事実」伊藤滋夫編『憲法と要件事実』（日本評論社、2020 年）127 頁以下参照。

13）渡辺ほか・前掲注 6）307 頁［渡辺康行］。

14）概観として前裕・前掲注 7）316 頁。さらに事案類型は異なるが、毛利透「判批」法協 113 巻 8 号（1996 年）1260 頁以下も参照。

15）赤坂幸一「判批」憲法判例百選Ⅱ〔第 8 版〕399 頁。